

企画提案公募型事業者選定実施要領

【中野区常設プレーパーク運営等業務委託】

募集告知	令和7年4月16日（水）
参加表明書提出期限 及び 質問受付期限	令和7年4月30日（水）午後3時
応募資格審査結果通知 及び 質問に対する回答	令和7年5月14日（水）（予定）
企画提案書等提出期限	令和7年5月28日（水）午後3時
応募者確定通知 及び ヒアリング実施通知 ※ヒアリングの実施	令和7年6月上旬（予定） 令和7年6月中旬（予定）
選定結果通知予定時期	令和7年7月上旬（予定）
契約締結予定時期	令和7年7月下旬（予定）

〒164-8501 東京都中野区中野四丁目11番19号

中野区役所8階

中野区総務部契約課契約係

TEL 03-3228-8903

E-mail keiyaku-kyodo@city.tokyo-nakano.lg.jp

1 公募の趣旨

中野区では、子どもが自由にやりたいことができる遊びを実現し、多様な交流や体験を得られる地域の居場所として、通年で開設する子どもの遊び場であるプレーパーク（以下「常設プレーパーク」という。）を、令和7年10月に中野区立江古田の森公園内に設置する予定である。

今回、新たに委託を行う常設プレーパーク運営事業については、常設プレーパーク運営のノウハウや子どもの意見を取り入れた運営手法など専門的な能力が必要であることから企画提案公募型事業者選定方式を採用し、事業者の専門知識や運営能力、信頼性・社会性及び見積額等を総合的に評価し、最適な事業者を選定することとする。

2 委託内容

中野区常設プレーパーク運営等業務委託

（詳細は、別紙仕様書のとおり）

なお、仕様書には記載がないが、企画提案に本業務に有効な優れた内容があった場合は、契約締結時において仕様書に反映させるものとする。ただし、そのことによって、参加申込時に提示された見積金額が変更されることはない。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

なお、契約締結時期は令和7年度7月下旬を予定している。

※本契約は単年度の契約であるが、委託内容に沿った良好な運営を行っている中野区が判断した場合は、次年度以降について契約を行う場合がある。

4 事業実施場所

中野区立江古田の森公園(中野区江古田三丁目14番地)内

5 委託料

委託料の参考基準価格（消費税相当額を除く）は、次の表のとおりとする。

参考基準価格（税抜）
16,636,641円

※委託経費見積額がこの表の参考基準価格を超えた場合は、失格とする。

6 応募資格

この企画提案公募型事業者選定に参加しようとする事業者は、下記要件をすべて満たしていなければならない。下記要件のいずれかを満たさなくなった場合または応募書類に虚偽記載があった場合は失格とする。

- (1) 過去5年度（令和2年度～令和6年度）内に、プレーパークまたは無償で子どもが遊ぶことができる場所を提供する事業を地方自治体からの受託事業または補助事業として実施し、かつ令和7年3月31日までに完了した実績があること。

なお、上記の実績について内容を確認できるもの（契約書、補助事業の実績報告書・補助額確定書等の写し）を添付すること。契約書等だけでは内容を確認できない場合、実施内容を記載した完了報告書等も合わせて提出すること。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定（契約締結能力を有しない者等）に該当しない

こと。

- (3) 中野区競争入札参加有資格者指名停止取扱要綱の競争入札参加資格の指名停止措置を受けていないこと。なお、契約締結日までの間に指名停止措置を受けた場合についても失格とする。
- (4) 中野区契約における暴力団等排除要綱（2012年中野区要綱第148号）に定める入札参加除外の措置の要件に該当していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (6) 参加表明書提出後に区が外部の専門機関に委託して実施する財務診断の結果、事業を安定して行う経営基盤を有すると診断されること。ただし、東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる中野区の物品買入れ等競争入札参加資格を有している場合は、財務診断を省略する（それにより、次項のとおり提出書類が異なるので注意すること）

7 参加申込方法

この事業者選定への参加を希望する事業者は、次表に定めるところによりすべての提出書類を作成し、中野区ホームページから電子申請サービス（L o G o フォーム）により申し込むこと。

(1) 提出書類（データ）及び提出期限

	提出書類（データ） （※注 1 参照）			書式等	フ ァ イ ル形式	提出期限
ア 参加表明時	全者必須	①	参加表明書	様式 1 号	P D F ファイル を電子添 付	令和 7 年 4 月 3 0 日 （午後 3 時まで）
		②	事業者申告書	様式 2 号		
		③	業務実績等調査票	様式 3 号		
	入札参加 資格有りの 場合 A	A1	東京都電子自治体共同運営電子調達サ ービス受付票（印鑑登録証明書を含む）			
	入札参加 資格無し の場合 B	B1	定款又は寄附行為の写し		P D F ファイル （原本の スキャン データ）を 電子添付	
		B2	法人登記事項証明書（履歴 事項全部証明書）	参加表明 日から 3 か 月以内に発 行したもの		
		B3	納税証明書「その 1」（法 人税、消費税及び地方消費 税に係るもの）	直近 1 年 分		
		B4	法人事業税（「地方法人特 別税」を含む）の納税証明 書	直近 1 年 分		
B5		印鑑登録証明書	参加表明 日から 3 か 月以内に発 行したもの			
B6	決算書類（直近 3 年分の貸借対照表、損 益計算書等の写し） （※注 2 参照）					

	全者任意		質問書 (ある場合のみ)	質問書 様式	E x c e l ファ イルを電 子添付	
イ 参加申込時	全者必須	④	参加申込書	様式4号	P D F ファイルを電 子添付	令和7年5月14日 から 令和7年5月28日 (午後3時まで)
		⑤	企画提案書 (表紙・本文)	様式5号		
		⑥	見積書	様式6号		

※注1 提出書類について

東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる中野区の物品買入れ等競争入札参加資格を有する場合はA、無い場合はBの欄を、それぞれ参照すること。なお、B2～B6の書類については、発行日から3か月以内であること。

※注2 B7 決算書類について

株式会社：貸借対照表、損益計算書、株式資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、附属明細書

社会福祉法人：資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録、附属明細書一式

一般社団法人：貸借対照表、財産目録、正味財産増減計画書、附属明細書

NPO法人：貸借対照表、活動計算書、財産目録、収益事業に関する書類（損益計算書、貸借対照表、利益処分計算書）

(2) 提出方法

はじめに「ア」により参加表明書等を提出し、その後に「イ」に従い必要書類のデータを提出してください。

ア 参加表明書等

中野区ホームページの所定のページから電子申請サービス(L o G o フォーム)にアクセスし、画面の指示に従い全ての必須項目を正しく入力して(必要書類P D F 添付含む)、下記の受付期間中に送信すること(窓口、郵送、F A X または電子メールによる提出は不可)。

◆中野区ホームページ「企画提案公募型事業者選定(募集中)」:

<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/jigyosha/nyusatsu/jigyousya-sentei-bosyu/index.html> (右の二次元コードからアクセス可→)

◆受付期間: 令和7年4月16日(水)

～令和7年4月30日(水) 午後3時必着



イ 参加申込書等

上記アの受付期間終了後、応募資格を満たしていると確認できた事業者に、参加申込書の提出先を記載した電子メールを区から送信する。その内容に従い電子申請サービスにアクセスして、画面の指示に従い入力及び企画提案書等の添付を行い、下記の受付期限までに送信すること。

◆受付期限: 令和7年5月28日(木) 午後3時必着

ウ なお、失格の場合もその旨を電子メールで令和7年5月14日(水)までにお知らせする。令和7年5月15日(木)までにいずれの連絡も届かない場合は、総務部契約課(電話:03-3228-8903)へ連絡すること。

(3) 注意事項

- ア 参加表明書の提出がない場合は、参加申込を行えない。
- イ 所定の様式は中野区ホームページからダウンロードして作成すること。
- ウ 指定がある場合を除き、様式に添付する資料は認めない。
- エ 受付期間中に電子申請サービスにて正常に受信したものを有効とする。
- オ システム障害その他予期せぬ機器停止及び通信障害等が発生した場合のトラブルについては、区は責任を一切負わない。
- カ 契約の締結にあたっては、区指定の標準約款を使用する。

(4) 企画提案書の作成における注意事項

- ア 「企画提案書」は本件に係る審査結果を公表後、結果の如何に関わらず、事業担当所管の窓口において閲覧の用に供することとなる。したがって、閲覧されることを前提に、法人等の不利益となる、またはそのおそれのあるものについては記載しないこと。
- イ 「企画提案書(本文)」には、応募者名、人名及び応募者名を類推できるような記載をしないこと。(例えば、会社のロゴマーク、施設、職員服などの写真の掲載や応募者が受託している業務実績等の記述なども含む) なお、そのような記載があった場合には受理しない。
- ウ A4判縦左綴じ、文字の大きさ10.5～12ポイント、本文10ページ以内とし、ページ番号を付すること。
- エ ファイル形式はPDFとし、保護をかけないこと。
- オ パンフレットや資料等、本提案書以外は原則添付不可とする。

(5) 提出書類の審査

前記(2)によりア、イの各提出期限までに提出された書類等については、以下のとおり審査を行う。

- ア 電子申請サービス(Logoフォーム)により、参加表明に係る有効な申請を行った者について、前記「6 応募資格」で定める各要件の適否等の状況を区で確認する。
応募資格審査結果は、令和7年5月14日(水)までに電子メールにより通知する。
なお、審査のため提出書類の内容について確認を求める場合があるので、区からの連絡に迅速に対応可能な体制を確保しておくこと。
- イ 上記アの通知後、電子申請サービス(Logoフォーム)により、参加申込に係る有効な申請を行った者について、提出書類の確認を区で行う。
提出書類の確認が完了した場合、応募者として確定した旨を、令和7年6月上旬(予定)に電子メールにより通知する。
なお、提出書類について、区から内容の確認を求める場合があるので、上記アと同様に迅速に対応可能な体制を確保しておくこと。

8 質問及び回答

(1) 質問方法(質問がある場合のみ)

所定の質問書様式に質問の要旨を簡潔に記入し、前項「7(2)ア」の参加表明書等提出時に電子申請サービス(Logoフォーム)に添付すること。原則としてそれ以外の手段による質問は受け付けない。

なお、質問書による質問は仕様書記載の業務内容に係ることに限り、その他参加手続き等に係る質問については表紙記載の連絡先に直接、電話等で問い合わせること。

(2) 質問期間

令和7年4月16日(水)から令和7年4月30日(水)午後3時まで

(3) 回答方法

質問の要旨と回答は、取りまとめた上で、令和7年5月14日（水）までに、前記「7（5）ア」の審査により応募資格を満たしていると確認できた全事業者あてに、電子メールにて回答する。

9 ヒアリングの実施

参加申込者の企画提案の内容、履行能力及び意欲等を評価するため、下記日程によりヒアリングを実施する。

（1）ヒアリング実施通知の発送日（予定）

令和7年6月上旬

（2）ヒアリングの実施（予定）

令和7年6月中旬

（3）場所

中野区役所

なお、詳細は前記（1）の通知により確認すること。ヒアリングに参加できない場合は失格とする。

10 選定方法等

（1）選定方法

企画提案書等の提出書類に基づき下記審査基準により審査し、業務履行能力、事業者の信頼性・社会性及び見積額の各評価点を算出し、その合計点の高い者から順に契約交渉順位を定める。

（2）審査基準

別添、評価基準表のとおり

（3）審査結果の通知

審査結果については、全参加申込者に対して、令和7年7月上旬頃に書面で通知する。

（4）契約締結候補者の決定

交渉順位第1位の事業者を中野区との契約締結候補者とする。当該事業者の辞退等の理由により契約が締結できない場合は、次順位の交渉順位者を契約締結候補者とする。

（5）失格とする場合

企画提案書による評価点（書類審査及びヒアリング審査）のうち、書類審査の評価点合計が19点未満、ヒアリング審査の合計点が5点未満、書類審査（提案内容）の評価19項目のうち3項目以上が1点未満のいずれかの場合は、契約交渉の相手方としない。

評価点合計 98 点

①技術力評価 82 点		② 信頼性・社会性 8 点	③ 価格点 8 点
実績	企画提案・ヒアリング		
9 点	73 点		

※ 価格点 = $50 \times (1 - \text{見積金額} / 16,636,641 \text{ 円 (参考基準価格)})$

ただし、価格評価の上限は8点とする。

11 審査結果の公表

審査結果については、全参加申込者の応募者名、契約交渉順位、評価点及び見積金額についてインターネット上にて公表する。

1 2 開設準備期間中の対応事項

(1) 現状等の把握

受託予定事業者は、常設プレーパーク開設までの間、事業実施場所の把握、近隣住民及び団体との協力関係の構築、地域状況の把握など必要な準備に努めること。

(2) 説明会、個別訪問等への出席

受託予定事業者は、受託開始までの間、近隣住民及び団体との説明会、個別訪問等に参加し、円滑に運営委託が開始できるように努めること。

(3) 準備委託契約に関すること

業務内容の移行が円滑に図れるよう、区と受託予定事業者間において、上記(1)及び(2)を含み、備品等必要な物品の準備に関する別途準備委託契約を1～2か月程度締結する予定である。

1 3 その他

(1) この事業者選定の参加に必要な経費は、参加申込者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱いは、以下のとおりとする。

ア 提出期限後の提出書類の差し替え又は再提出は原則認めない。

イ 提出書類の返還は行わない。

ウ 区は、提出書類をこの事業者選定以外の目的で使用せず、また、当該参加者に無断で公表しない。ただし、提出された書類について、情報公開請求があった場合は、中野区区政情報の公開に関する条例に基づき公開する。著作物については、公開に同意したものとみなす。

なお、企画提案書の取扱いについては、前記「7 参加申込方法(4) 企画提案書の作成における注意事項」のとおりに審査結果公表後に閲覧の用に供することとなるので、そのことを踏まえた上で応募すること。

エ この事業者選定に必要な範囲で提出書類を複写することがある。

(3) この事業者選定において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得ようとした者は失格とする。

(4) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護者される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた一切の責任は、当該参加事業者が負うものとする。

(5) 提出書類に重大な不備又は虚偽の記載があった場合は、申込みそのものを無効とする。

1 4 問い合わせ先

中野区総務部契約課契約係（区役所8階窓口）

〒164-8501 東京都中野区中野4丁目11番19号

電話番号 03-3228-8903（直通）

電子メールアドレス keiyaku-kyodo@city.tokyo-nakano.lg.jp